

# おおいた消防団応援の店推進事業実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、大分県内の消防団員の確保及び加入を促進し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的として実施する、県内の消防団員及び家族等に対するサービス等の提供を行う「おおいた消防団応援の店」(以下「応援の店」という。)推進事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (実施主体)

第2条 この事業は、大分県が一般財団法人大分県消防協会と相互に協力し、実施するものとする。

## (応援の店に関する基本的な考え方等)

第3条 応援の店は、第1条の趣旨に賛同し、自主的に優遇サービスを提供するものとする。

2 この要領における優遇サービスとは、消防団員等が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算を始めとした各種サービスをいう。

## (応援の店の登録)

第4条 応援の店に登録しようとする店舗は、おおいた消防団応援の店登録申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。)により、大分県生活環境部防災局消防保安室長(以下「消防保安室長」という。)に提出するものとする。ただし、次に掲げる企業及び店舗等については、登録を行わないこととする。

- (1) 公序良俗に反する者
- (2) 県の信用又は品位を害すると認められる者
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関わっている者
- (4) 大分県暴力団排除条例(平成22年9月27日大分県条例第33号)第2条に定める暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者が経営する者
- (5) 地域住民の利益を害すると認められる者
- (6) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としない者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、消防保安室長が適当でないと認める者

## (表示証等の交付)

第5条 消防保安室長は、応援の店の登録を行ったときは、当該店舗に「おおいた消防団応援の店」表示証(ミニのぼり旗・様式第2号)(以下「表示証」という。)及びステッカー(様式第3号)を交付するものとする。

## (表示証等の表示)

第6条 応援の店は、次に掲げる場所等に表示証及びステッカーまたは応援の店であることを表示することができる。

- (1) 店内の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、インターネット等により行う映像その他の広告

## (利用者証の提示)

第7条 消防団員は、応援の店から提供される優遇サービスを受けようとするときは、大分県内の消防団員であることを示す利用者証(様式第4号)(以下「利用者証」という。)を提示しなければならない。

2 消防団員は、利用者証を不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。

(応援の店の公表)

第8条 消防保安室長は、応援の店の名称、住所及びサービス等の内容等を、ホームページ等により公表するものとする。

(登録の変更)

第9条 応援の店は、申込書に記載した内容を変更しようとするときは、おおいた消防団応援の店登録変更届出書(様式第5号)により、変更の1ヶ月前までに、消防保安室長に申請するものとする。

2 消防保安室長は、前項に規定する申請があったときは、当該登録を変更するものとする。

(登録の廃止)

第10条 応援の店は、応援の店の登録を廃止しようとするときは、おおいた消防団応援の店登録廃止届出書(様式第6号)により、廃止する1ヶ月前までに、消防保安室長に届出るものとする。

2 消防保安室長は、前項に規定する届出があったときは、当該登録を廃止するものとする。

3 応援の店は、当該登録を廃止したときは、速やかに表示証を消防保安室長に返還しなければならない。

(登録の取消)

第11条 消防保安室長は、応援の店が事業を廃止等したとき又は偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、その他応援の店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された応援の店は、速やかに表示証を消防保安室長に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、消防保安室長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年2月10日から施行する。

(様式第1号)

FAX番号 097-533-0930 ※この用紙をそのままお使いください(送信票は不用です)。

令和 年 月 日

おおいた消防団応援の店登録申込書

大分県生活環境部防災局消防保安室長 あて

申請者 住 所  
氏 名(名称)  
連絡先電話番号

当事業所は下記のとおり消防団員に優遇サービスを提供することにより消防団を応援したいので、「おおいた消防団応援の店」への登録と、県庁・関係市町村及び消防本部のホームページ掲載を申込みます。

記

店舗情報	所在地	(〒 - )
	ふりがな 名称(屋号)	
	ふりがな 代表者氏名	
	電話番号	(市外局番 ) -
	連絡用電子メール	@
優遇サービスの内容	※記入例を参考に自由に記載してください	
	(記入例) 購入金額の5%、10%引き、ライス大盛り無料、生ビール・ドリンク一杯無料、ポイント2倍、5倍、10倍、一品サービス、粗品贈呈、金利優遇、カラオケ1時間無料延長等	
サービスの対象者等	以下の当てはまるものにチェック <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください(複数可) <input type="checkbox"/> 全国の消防団員が利用できます <input type="checkbox"/> 他県の消防団員は利用できません <input type="checkbox"/> 消防団員のご家族や同伴者[ ]名まで <input type="checkbox"/> お一人様[ ]円以上のお支払いの場合に適用 <input type="checkbox"/> 他のサービス券との併用不可 <input type="checkbox"/> 他の条件 [ ]	
営業時間	時 分 ~ 時 分 (24時間表示)	
定休日		
消防団へひと言メッセージ	自由記載	
店舗等ホームページ	http://www.	

(上記内容を変更する場合は、適宜お知らせください。 連絡先 097-506-3158 大分県消防保安室)

(様式第2号)

表示証(ミニのぼり旗;縦30cm×横8cm)



(様式第3号)

ステッカー(縦15cm×横21cm)



利用者証(縦5.5cm×横8.5cm)



※必ず自署記名してください

所属 \_\_\_\_\_ 消防団 氏名 \_\_\_\_\_




**注意事項**

- ①サービスを受けるときは、このカードを店頭で提示してください。
- ②本人確認のできる運転免許証等の提示を求められる場合があります。
- ③本カードの他人への貸与、譲渡は無効です。
- ④再発行は交付を受けた市町村又は消防本部に申請してください。
- ⑤退団時は交付を受けた市町村又は消防本部に返却してください。

〈消防団応援の店〉の検索はこちら [お問い合わせ先](#)

電話 097-506-3158  
〒870-8501  
大分市大手町3丁目1-1  
大分県生活環境部  
防災局 消防保安室

情報が命を守る！大分防災アプリの登録はこちら  
【iOS版】 【Android版】



おおいた消防団応援の店 登録変更届書

令和 年 月 日

大分県生活環境部防災局消防保安室 行

店舗・施設の名称 (代表者名)	
所在地	
担当者名	
電話	

登録内容を以下のとおり変更したいので届け出ます。

変更時期	令和 年 月 日から	
変更理由		
変更内容	変 更 前	変 更 後

※変更する事項名(名称・電話等)も記入してください。

おおいた消防団応援の店 登録廃止届書

令和 年 月 日

大分県生活環境部防災局消防保安室 行

店舗・施設の名称 (代表者名)	
所在地	
担当者名	
電話	

登録を廃止したいので届け出ます。

廃止理由	
廃止時期	令和 年 月 日